# 令和4年余市町議会第2回定例会会議録(第3号)

開 議 午前10時00分 閉 会 午前11時47分

## 〇招 集 年 月 日

令和4年6月23日(木曜日)

## 〇招集の場所

余市町議事堂

#### 〇開 議

令和4年6月27日(月曜日)午前10時

#### O出 席 議 員 (17名)

余市町議会議長 3番 中 井 寿夫 余市町議会副議長 土 屋 美奈子 17番 余市町議会議員 野 呂 栄 1番 IJ 豊 2番 吉 田 IJ 4番 藤 野 博 5番 内 海 博 IJ 庄 IJ 6番 巖 龍 白 Ш 栄美子 IJ 8番 IJ 9番 寺 田 進 10番 彫 谷 吉 英 茅 根 英 昭 IJ 11番 藤 IJ 12番 近 徹 哉 IJ 13番 安 久 莊一郎 14番 大 物 翔 IJ IJ 15番 中 谷 栄 利 IJ 16番 Щ 本 正 行

岸

本 好 且

18番

# **〇欠 席 議 員** (0名)

IJ

# 〇出 席 者

余 市 町 長 藤 啓 輔 副 町 長 細 Щ 俊 樹 務 橋 伸 明 総 部 長 髙 務 課 総 長 増 田 豊 実 亨 部 企 画 政 策 課 長 呵 弘 地域協働推進課長 北 島 光 貴 財 政 課 長 髙 田 樹 幸 民 生 部 長 篠 原 道 憲 福 祉 課 長 中 島 紀 孝 保 険 課 長 橋 端 良 平 環 対 課 長 大 森 批 境 策 直 部 経 済 長 渡 辺 郁 尚 設 水 道 部 千 葉 雅 樹 まちづくり計画課長 庄 木 淳 道 課 紺 谷 之 水 長 友 教育委員会教育長 坂 伸 也 前 教 育 部 長 中 村 利 美 校 教 育 長 内 田 真樹子

## ○事務局職員出席者

事 局 広 務 長 羽 生 満 主 幹 枝 村 潤 主 任 細 Ш 雄 哉

# 〇議 事 日 程

第 1 並行在来線の存続等に関する調査特 別委員会調査終了報告

- 第 2 議案第 5号 余市町国民健康保険 税条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 6号 余市町立学校適正配置等検討委員会条例案
- 第 4 議案第 7号 工事請負契約の締結 について
- 第 5 議案第 8号 余市町公共下水道余 市下水処理場し尿等受入施設の建設 工事委託に関する基本協定の締結に ついて
- 第 6 議案第 9号 北海道町村議会議員 公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 7 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 8 議案第11号 北海道市町村総合事 務組合規約の変更について
- 第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦 につき意見を求めることについて
- 第10 報告第 1号 繰越明許費繰越計算 書について
- 第11 報告第 2号 株式会社北後志第一 清掃公社の第45期(令和3年度) 経営状況の報告について
- 第12 報告第 3号 株式会社まほろば宅 地管理公社の第11期(令和3年度) 経営状況の報告について
- 第13 発議案第1号 余市町議会議員定数 条例の一部を改正する条例案
- 第14 選挙第 1号 後志教育研修センタ ー組合議会議員の選挙について
- 第15 意見案第1号 森林・林業・木材産 業によるグリーン成長に向けた施策 の充実・強化を求める要望意見書
- 第16 意見案第2号 環境教育の推進及び カーボンニュートラル達成に向けた 学校施設のZEB化のさらなる推進

を求める要望意見書

- 第17 意見案第3号 地方財政の充実・強 化に関する要望意見書
- 第18 意見案第4号 地方公共団体情報シ ステムの標準化に向けての要望意見 書
- 第19 意見案第5号 補聴器購入補助等の 改善をはじめ、難聴者(児)への支 援拡充を求める要望意見書
- 第20 意見案第6号 北海道最低賃金改正 等に関する要望意見書
- 第21 意見案第7号 水田活用の直接支払 交付金の見直しの中止を求める要望 意見書
- 第22 意見案第8号 食料自給率向上を国 政の柱に据える政治転換を求める要 望意見書
- 第23 意見案第9号 高齢者の医療費窓口 負担の2割化を中止し、原則1割の 継続を求める要望意見書
- 第24 議員の派遣について
- 第25 閉会中の継続審査調査申出について

## 開 議 午前10時00分

O議長(中井寿夫君) ただいまから令和4年余 市町議会第2回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、成田建設課長は身内不幸のため本日欠席 の旨届出がありましたので、これを許可したこと をご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

O議長(中井寿夫君) 24日、議会運営委員会が 開催されましたので、その結果について委員長か らの報告を求めます。 O8番(白川栄美子君) 6月24日、委員会室に おきまして議会運営委員会が開催されましたの で、その審議経過並びに結果につきまして私から ご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として細山 副町長、髙橋総務部長、増田総務課長の出席があ りましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加 案件についてであります。新たに追加されました 案件は、委員会調査終了報告1件、諮問1件、発 議案1件、選挙1件、意見案9件、議員の派遣に ついて、閉会中の継続審査調査申出についてであ ります。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、 省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。 日程第1、並行在来線の存続等に関する調査特 別委員会調査終了報告であります。

日程第9、諮問第1号 人権擁護委員の推薦に つき意見を求めることについてにつきましては、 即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、発議案第1号 余市町議会議員定数 条例の一部を改正する条例案につきましては、即 決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、選挙第1号 後志教育研修センター 組合議会議員の選挙についてにつきましては、即 決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、意見案第1号 森林・林業・木材産 業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化 を求める要望意見書ないし日程第23、意見案第9 号 高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し、 原則1割の継続を求める要望意見書までの意見案 9件につきましては、議員発議でありますので、 それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第3号につき

ましては、一括上程の上、ご審議いただくことに 決しました。

日程第24、議員の派遣についてにつきましては、 即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第25、閉会中の継続審査調査申出について であります。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

**〇議長(中井寿夫君)** 委員長の報告が終わりま した。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、委員会調査終了報告1件、諮問1件、発議案1件、選挙1件、意見案9件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員会調査終了報告1件、諮問1件、 発議案1件、選挙1件、意見案9件、議員の派遣 について、閉会中の継続審査調査申出についてを 本日の日程に追加し、議題とすることに決定いた しました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表 のとおりであります。

○議長(中井寿夫君) 日程第1、並行在来線の 存続等に関する調査特別委員会調査終了報告を議 題といたします。

この際、並行在来線の存続等に関する調査特別 委員会委員長から調査終了の報告を求めます。

O6番(庄 巖龍君) ただいま議題となりました並行在来線の存続等に関する調査特別委員会調査終了報告についてご報告申し上げます。

本特別委員会は、1、北海道新幹線の建設の動 向及び地域振興について、2、JR函館本線の経 営継続を含めた並行在来線の維持存続について、 3、国、北海道及び沿線市町村との連携について を調査目的に令和元年第3回定例会において設置 され、これまで10回にわたり委員会を開催し、調 査を進めてまいりました。

当該特別委員会の開催年月日、出席委員、説明 員につきましては、各議員のお手元に配付のとお りでございます。

ご承知のとおり、北海道新幹線札幌延伸に伴う 並行在来線の経営分離への同意について、北海道 から余市町の意向について回答を求められ、平成 23年余市町議会第4回定例会において並行在来線 の経営分離への同意について行政報告がなされ、 翌年平成24年余市町議会第1回定例会において本 特別委員会が設置され、この間平成27年第2回定 例会及び令和元年第2回定例会において委員会で の調査経過について中間報告を行っております。 並行在来線については、地域住民の通勤、通学、 通院など生活する上でなくてはならない必要不可 欠な交通手段であることから、議会としてもJR 函館本線の存続に関する要望意見書が全会一致で 可決されてきた経過、さらに今後のまちづくりを 進める上からも最重要課題であるとの認識から本 特別委員会が設置され、北海道新幹線並行在来線 対策協議会や後志ブロック会議での協議状況を確 認しながら慎重審議をしてきたところでありま す。しかし、さきの令和4年第1回臨時会におい て行政報告がなされたとおり、本町を含む長万部 小樽間の沿線自治体がバス方式とすることが後志 ブロック会議で確認されたところであります。

今日までの議員各位のご理解、ご協力に感謝申 し上げ、理事者をはじめ関係機関、さらには町民 皆様のご尽力、ご努力とご協力に対しまして衷心 より敬意を表する次第であります。ここに本特別 委員会の所期の目的である並行在来線に関わる調 査事項については北海道新幹線並行在来線対策協 議会後志ブロック会議の方針、さらには先般の行 政報告を踏まえ、本特別委員会の調査については 終了することをご報告いたします。

**〇議長(中井寿夫君)** 委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で並行在来線の存続等に関する調査特別委員会調査終了報告につきましては、委員長の報告のとおり調査を終了いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第2、議案第5号 余 市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**〇保険課長(橋端良平君)** ただいま上程されました議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、令和2年度及び令和3年度におきまして新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき国が示す財政支援基準に沿って国民健康保険税の減免措置を実施いたしたところでございますが、令和4年度におきましても国の財政支援の基準が示されたことに伴いまして、当該減免措置を継続実施すべく余市町国民健康保険税条例について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保 険税の減免措置の対象となる年度及び納期限の対 象期間について改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康 保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例(平成11年余市町条 例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第14項中「令和3年度分」を「令和4年度 分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日 まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日 まで」に、「令和2年度分」を「令和3年度分」 に、「令和2年度末」を「令和3年度末」に改め る。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第14項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の附則第14項の規定は、令和4年度 分の国民健康保険税及び同項に規定する令和3年 度分の国民健康保険税の減免について適用し、令 和3年度分までの国民健康保険税(同項に規定す る令和3年度分の国民健康保険税を除く。)の減 免については、なお従前の例による。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付 してございますので、ご高覧賜りますようお願い 申し上げます。

**○議長(中井寿夫君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第3、議案第6号 余 市町立学校適正配置等検討委員会条例案を議題と いたします。

提案理由の説明を求めます。

〇総務課長(増田豊実君) ただいま上程されま した議案第6号 余市町立学校適正配置等検討委 員会条例案につきまして、提案理由をご説明申し 上げます。

このたびご提案申し上げます余市町立学校適正 配置等検討委員会条例案につきましては、本年度 予定しております適正配置基本計画の策定に伴 い、保護者や学校関係者等に町立学校の適正規模 及び適正配置の在り方について様々な視点から検 討いただくため、教育委員会の附属機関として検 討委員会を設置するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第6号 余市町立学校適正配置等検討委員 会条例案。

余市町立学校適正配置等検討委員会条例を次の とおり制定する。

令和4年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町立学校適 正配置等検討委員会条例。

(設置)

第1条 児童生徒の減少に対応した教育環境の 適正な整備を図るため、余市町立学校適正配置等 検討委員会(以下「委員会」という。)を設置す る。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、 町立学校の適正配置等に関する事項について審議 し、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保護者
- (3) 学校関係者
- (4) 公募による者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員会の答申が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を 置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事 故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ 会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育 課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (会議の招集の特例)
- 2 この条例による最初の会議は、第6条第1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 余市町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例(昭和35年余市町条例 第2号)の一部を次のように改正する。

別表いじめ防止対策委員会の項の次に次のよう に加える。

町立学校適正配置等検討委員会、学識経験を有する委員、日額1万4,000円、1,500円、同上、その他の委員、日額4,000円、1,500円、同上。

以上、議案第6号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(中井寿夫君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町立学校適正配置等 検討委員会条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第4、議案第7号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

○水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第7号 工事請負契約の締結について、 提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げました工事請負契約の締結につきましては、令和4年度重要給水施設配水管更新工事(1工区)であります。概要といたしましては、浜中町102番4地先から浜中町213番8地先に布設されております口径250ミリの配水管605メートル及び口径50ミリの配水管117メートルを耐震性のある水道管に更新することにより、重要拠点への給水を確保するものであります。去る6月13日に公募型指名競争入札に付しましたところ、落札により相手方の決定を見ましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるべくご提案申し上げる次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。 議案第7号 工事請負契約の締結について。

次の工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年余市町条例第15号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。

記

- 1、契約の目的、令和4年度重要給水施設配水 管更新工事(1工区)。
  - 2、契約の方法、公募型指名競争入札。
  - 3、契約金額、一金1億730万5,000円也。
- 4、工期、自令和4年7月1日、至令和5年2 月25日。
  - 5、契約者、余市町長、齊藤啓輔。
- 6、契約の相手方、堀川管工・中山特定共同企業体、代表者、余市郡余市町港町197番地3、株式会社堀川管工設備工業代表取締役、堀川一。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定 賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご 高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を 省略することに決しました。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、議案第8号 余 市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の 建設工事委託に関する基本協定の締結についてを 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**○建設水道部長(千葉雅樹君)** ただいま上程されました議案第8号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第8号につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、余市下水処理場し尿等受入れ施設の建設工事について予定価格が5,000万円以上の請負工事となりますことから、議会の議決を求めるものでございます。

今回ご提案いたします余市下水処理場し尿等受入れ施設におきましては、北後志衛生施設組合にてし尿、浄化槽汚泥を処理しているし尿処理施設が昭和45年に供用開始を始めましたが、老朽化が著しい状況であり、今後し尿、浄化槽汚泥の処理、施設の更新等の協議が構成町村にてなされ、将来の人口減少を勘案し、余市下水処理場にて北後志5か町村からのし尿、浄化槽汚泥の受入れ及び処理を行うこととなりましたことから、現処理場敷地内に受入れ施設の建設工事を行うものでございます。

工事内容といたしましては、受入れ槽、流量調

整槽の躯体工事、ポンプスクリーンユニット、脱 臭装置の機械設備工事、電気計装設備工事、場内 整備工事となりますが、専門性の高い技術力を多 岐に要する工事となりますことから、日本下水道 事業団法第26条第1項第1号の規定により、日本 下水道事業団へ施工監理を委託するものでござい ます。本提案につきましては、去る6月6日に随 意契約にて日本下水道事業団と仮基本協定を締結 したことから、このたびご提案申し上げるもので ございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 余市町公共下水道余市下水処理場 し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定 の締結について。

次の委託協定について、議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39年余市町条例第15号)第2条の規定により議会 の議決を求める。

令和4年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。

記。

- 1、協定の目的、余市町公共下水道余市下水処 理場し尿等受入施設建設工事委託。
- 2、協定の概要、し尿等受入施設建設工事(土 木・建築・機械設備・電気設備)。
  - 3、協定金額、一金15億500万円也。
  - 4、協定の方法、随意契約。
- 5、協定の期間、令和4年度から令和6年度まで。
- 6、協定の相手方、東京都文京区湯島二丁目31番 27号、日本下水道事業団理事長、森岡泰裕。

以上、議案第8号につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料を添付してございますので、ご 高覧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〇議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わり

ました。

これより質疑を行います。

O6番(庄 巖龍君) し尿処理場ということで、 今の技術力をもってすると臭いだとか、そういっ たものはほとんど出ないというような施設だと思 いますけれども、地域住民から反対だとか、そう いったことは出てくることはないと思いますけれ ども、そういったことって何かございましたでし ょうか。

**〇建設水道部長(千葉雅樹君)** 6番、庄議員からのご質問に私のほうからご答弁申し上げます。

まず、地元住民の説明の部分に関してでございます。これについては、地元説明会を開催してございます。登地区、大浜中東地区ということで1回ずつご説明申し上げておりまして、中身としましては臭気の部分、特段ご質問はございませんでしたけれども、対策といたしましてはシャッター、あと脱臭機等、その辺を整備いたしまして、外に臭気が漏れないように対策を講じてまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 他に質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町公共下水道余市下 水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する 基本協定の締結については、原案のとおり可決さ れました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。

〇議長(中井寿夫君) さきに議会運営委員会の 委員長から報告がありましたように、日程第6、 議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等 組合規約の変更について、日程第7、議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第8、議案第11号 北海道市町村総合 事務組合規約の変更についての以上3件を一括議 題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第6ないし日程第8を一括議題と いたします。

提案理由の説明を求めます。

〇総務課長(増田豊実君) ただいま一括上程となりました議案第9号ないし議案第11号までの議案3件につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます規約の変更につきましては、上川中部福祉事務組合が令和4年4月1日付で設立され、新たに各組合に加入することに伴いそれぞれの組合規約の一部を変更する必要が生じたため、本案を提出するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、議案第9号 北海道町村議会議員公務 災害補償等組合規約の変更について朗読し、ご説 明申し上げます。

議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償 等組合規約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和4年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。北海道町村議会 議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規 約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約 (昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部 を次のように変更する。

別表第1中「上川中部福祉事務組合」を加える。 附則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日 から施行する。

次に、一括上程されております議案第10号 北 海道市町村職員退職手当組合規約の変更について 朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規 約の変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合 規約を次のとおり変更する。

令和4年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。北海道市町村職 員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約(昭和32年 1月23日32地第175号指令許可)の一部を次のよう に変更する。

別表(2)一部事務組合及び広域連合の表上川 管内の項中「富良野広域連合」の次に「、上川中 部福祉事務組合」を加える。

#### 附則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日 から施行する。

次に、一括上程されております議案第11号 北 海道市町村総合事務組合規約の変更について朗読 し、ご説明申し上げます。

議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の 変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約 を次のとおり変更する。

令和4年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。北海道市町村総 合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約(平成31年2月 22日市町村第1877号指令)の一部を次のように変 更する。

別表第1上川総合振興局(30)の項中「(30)」を「(31)」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第2の9の項中「上川広域滞納整理機構」 の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。 附則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第286条第1項の規定による北海道知事の許可の 日から施行する。

以上、一括上程されました議案第9号ないし議 案第11号につきまして提案理由をご説明申し上げ ましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りま すようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ変更規 約の新旧対照表を添付してございますので、ご高 覧賜りたいと存じます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案3件についてこれより質疑を行

います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

まず、議案第9号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 北海道町村議会議員公務 災害補償等組合規約の変更については、原案のと おり可決されました。

次に、議案第10号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 北海道市町村職員退職手 当組合規約の変更については、原案のとおり可決 されました。

次に、議案第11号についてお諮りいたします。 本案につきましては、会議規則第38条第3項の規 定により委員会の付託を省略いたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 北海道市町村総合事務組 合規約の変更については、原案のとおり可決され ました。

○議長(中井寿夫君) 日程第9、諮問第1号 人 権擁護委員の推薦につき意見を求めることについ てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇町長(齊藤啓輔君) ただいま上程されました 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求 めることについて、提案理由のご説明を申し上げ ます。

本町の人権擁護委員としてご活躍いただいております6名の人権擁護委員のうち、相坂圭子氏が令和4年9月30日をもちまして任期満了となるところであり、このたび札幌法務局長から候補者の推薦についてご依頼がありましたので、候補者の

ご同意を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法 第6条第3項に市町村長は法務大臣に対し当該市 町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、識見 高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について 理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務 に関わる者等及び弁護士会、その他婦人、労働者、 青年等の団体であって、直接、間接に人権擁護を 目的とし、またこれを支持する団体の構成員の中 から、その市町村の議会の意見を聞いて人権擁護 委員の候補者を推薦しなければならないとされて おり、今回議員各位の手元に配付してございます 余市郡余市町黒川町581番地20、相坂圭子氏を人権 擁護委員としてご推薦申し上げる次第でございま す。

それでは、職歴等につきましてご説明申し上げます。相坂圭子氏は、平成元年4月から平成2年6月まで児童養護施設櫻ケ丘学園に勤務、平成14年から現在に至るまで社会福祉法人よいち福祉会に勤務、平成25年5月15日より民生委員、児童委員として現在に至っております。人権擁護委員としては令和元年10月から現在に至るまで、人権擁護委員、現在1期目に就任していただいております。

以上が職歴等でございます。本町といたしましては、人権擁護委員として相坂圭子氏が最も適格であると判断し、ここにご提案申し上げる次第でございます。

なお、任期は令和4年10月から3年でございます。

それでは、議案を朗読いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を 求めることについて。

次の者を人権擁護委員に推薦いたしたいので、 人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の 意見を求める。 令和4年6月27日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページ、記、住所、余市郡余市町黒川町581番 地20。氏名、相坂圭子。生年月日、昭和42年9月 8日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、 ご審議の上、よろしくご同意賜りますようお願い 申し上げます。

**○議長(中井寿夫君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可と答申することにご異 議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可と答申することに決しました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第10、報告第1号 繰 越明許費繰越計算書についてを議題といたしま す。

提案理由の説明を求めます。

**〇財政課長(高田幸樹君)** ただいま上程されま

した報告第1号 繰越明許費繰越計算書につきま して、提案理由をご説明申し上げます。

繰越明許費として令和3年度から令和4年度に 繰越しされた事業は、豪雪地帯安全確保緊急対策 事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、 社会保障・税番号制度システム整備事業、宅地耐 震化推進事業でございます。当該事業につきまし ては、地方自治法第213条の規定に基づき令和3年 度余市町一般会計補正予算第10号及び第13号にお きましては繰越明許費の専決処分をさせていただ き、第12号におきましては繰越明許費の議決をい ただきまして、財源をつけて令和4年度に繰り越 したところでございます。このたび5月末日をも ちまして繰越計算書の調製をいたしましたので、 地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき 議会に報告し、承認を求めるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

令和3年度余市町一般会計補正予算(第10号・ 第12号・第13号)の繰越明許費は、別紙のとおり 翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。 次のページをお開き願います。令和3年度余市 町繰越明許費繰越計算書。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、豪雪地 帯安全確保緊急対策事業、金額1,100万円、翌年度 繰越額1,100万円、左の財源内訳、未収入特定財源、 国道支出金800万円、一般財源300万円。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、住民税 非課税世帯等臨時特別給付金事業、金額4億771万 6,000円、翌年度繰越額7,495万6,890円、左の財源 内訳、未収入特定財源、国道支出金7,495万 6,890円。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、 社会保障・税番号制度システム整備事業、金額 341万円、翌年度繰越額341万円、左の財源内訳、 未収入特定財源、国道支出金341万円。

8款土木費、5項都市計画費、事業名、宅地耐震化推進事業、金額1,000万円、翌年度繰越額1,000万円、左の財源内訳、未収入特定財源、国道支出金500万円、一般財源500万円。

合計、金額 4 億3, 212万6, 000円、翌年度繰越額 9, 936万6, 890円、左の財源内訳、未収入特定財源、 国道支出金9, 136万6, 890円、一般財源800万円。

以上、報告第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**〇議長(中井寿夫君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 繰越明許費繰越計算書に ついては、報告のとおり承認することに決しまし た。

〇議長(中井寿夫君) 日程第11、報告第2号 株

式会社北後志第一清掃公社の第45期(令和3年度) 経営状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〇環境対策課長(大森直也君) ただいま上程されました報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第45期(令和3年度)経営状況の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社北後志 第一清掃公社の第45期における経営状況につい て、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき ご報告申し上げるものでございます。

以下、報告第2号を朗読申し上げます。

報告第2号 株式会社北後志第一清掃公社の第45期(令和3年度)経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社北後志第一清掃公社の第45期(令和3年度)経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和4年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。 なお、第45期経営状況報告書並びに第46期事業 計画につきましては別添のとおりでございますの で、ご高覧賜りたいと存じます。

また、令和4年5月25日をもちまして代表取締 役が佐々木隆氏に変更となりましたことを申し添 えいたします。

以上、報告第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 株式会社北後志第一清掃 公社の第45期(令和3年度)経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第12、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第11期(令和3年度)経営状況の報告についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

**○まちづくり計画課長(庄木淳一君)** ただいま 上程されました報告第3号 株式会社まほろば宅 地管理公社の第11期(令和3年度)経営状況の報 告について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町が出資いたしております株式会社まほろば宅地管理公社の第11期における経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきご報告申し上げるものでございます。

以下、報告第3号を朗読申し上げます。

報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の 第11期(令和3年度)経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社まほろば宅地管理公社の第11期(令和3年度)経営状況について、別紙のとおり関係書類を添付し報告する。

令和4年6月23日提出、余市町長、齊藤啓輔。 なお、第11期経営状況報告書並びに第12期経営 計画につきましては別添のとおりでございますの で、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、報告第3号につきまして提案理由をご説 明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご 承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(中井寿夫君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を 省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 株式会社まほろば宅地管理公社の第11期(令和3年度)経営状況の報告については、報告のとおり承認することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を 開きます。 ○議長(中井寿夫君) 日程第13、発議案第1号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例 案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

O8番(白川栄美子君) ただいま上程されました発議案第1号 余市町議会議員定数条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案いたしました条例の一部改正につきましては、余市町議会議員の定数を現行の18人から2人削減し、16人に改正しようとするものであります。地方議会の議員定数につきましては、過去には地方自治法で人口を基準に法定数が定められておりましたが、平成11年の改正で法定上限数の範囲内と規定され、その後平成23年の改正で法定上限数が廃止され、各地方公共団体の判断に基づき自由に条例で議員定数を定めることとし、自主的な決定事項とされたところであります。

議員定数は地方自治、議会制民主主義の根幹に 関わる重要な問題であり、これまで本町議会とし ても議員定数について協議してまいりました。昨 年から議会運営委員会で議員定数の在り方につい て協議を続けてまいりましたが、意見の一致を見 ることはできませんでした。定数問題は議会自ら が判断すべき事項であり、平成30年度の議長の諮 間に基づく協議の際には人口規模で考えた場合、 人口1,000人に1人との唯一一致した点であり、現 在本町の人口は1万8,000人を切っている状況で あり、今後も人口が減少していくと思われます。 議員定数に関しては、少なくとも次期改選の1年 前には結論を出すべきであり、同時に改選後議会 運営を低下させることのないよう常任委員会の在 り方、議会基本条例をはじめとする改革を進めな ければなりません。人口規模など類似する自治体 議会の議員定数などを考慮し、総合的に判断した 場合、現行の議員定数を2人削減し、次の一般選 挙から適用すべきとの結論に至った次第でありま

す。

以下、議案を朗読申し上げます。

発議案第1号 余市町議会議員定数条例の一部 を改正する条例案。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年6月27日提出、提出者、余市町議会議員、白川栄美子、同じく寺田進。賛成者、余市町議会議員、藤野博三、同じく庄巖龍、同じく茅根英昭、同じく内海博一、同じく彫谷吉英、同じく近藤徹哉、同じく岸本好且、同じく山本正行。

余市町議会議長、中井寿夫殿。

次のページをお開きください。余市町議会議員 定数条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員定数条例(平成12年余市町条例 第19号)の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「16人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、施行日以後 初めてその期日を告示される一般選挙から適用す る。

以上、発議案第1号につきまして提案理由をご 説明申し上げましたので、ご審議の上、ご賛同賜 りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付 しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申 し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号については委員会の付託 を省略することに決しました。

これより発議案第1号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、順次発 言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。 〇15番(中谷栄利君) 日本共産党議員団を代表 して、ただいま提案されました余市町議会議員定 数条例の一部を改正する条例案に対し反対討論を いたします。

条例案は、現行18名から2名削減し、16名とす るものです。議会活性化も新型コロナウイルス感 染症により不十分な状況にあります。議会活動も 半ばにいる状況の中で、住民に対しても思う存分 成果を見せることなく今に至っている状況は、こ れからの活動を大いに行うべきだと考えておりま す。したがって、削減すべきではなく、現状維持 として考えるものであります。議会議員の定数は 住民自治の発展に関わり、議会制民主主義として 少数意見の尊重と多様性が重要です。住民からの 定数削減議論は、議会活動が不十分とする叱咤激 励と受け止めるべきです。しかし、他の人口類似 団体と比べての定数削減議論は、議会の形骸化を 招き、住民自治に影響しかねません。これまで私 たち議会は議会活動活性化に向けて改革を進め、 議会報告会を軸に住民からの意見要望を内容によ り3つの常任委員会に分けて、議員同士の政策議 論を行い、最終的には議員発議の条例案などの形 に結びつける仕組みを議会運営委員会で議論を重 ねてつくってきたところです。2019年、町議改選 後に行った1回目の公民館での議会報告会を反省 し、これからというときに新型コロナウイルス感 染症のため不十分になっていました。感染状況が 落ち着いてきた中で、議会報告会と政策議論が重 要なのに、定数削減で議会形骸化につながるよう なことをしてはなりません。定数削減ではなく、

むしろ議員の資質が問われていることの重要性を 認識しなければなりません。会派制を取っている 余市町議会として、資質の向上を議員個人任せに することなく、会派で責任を持って対応し、さら に住民からの負託に応える議会として住民要望を 取り上げる一般質問など議会運営全体に責任を持 たなければなりません。

日本共産党は、以上のことに力を尽くすととも に、定数削減ではなく、現状維持を訴えて、住民 からの負託に応えるため奮闘したいと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長(中井寿夫君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、発議案第1号 余市町議会議員定数条 例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決 されました。

〇議長(中井寿夫君) 日程第14、選挙第1号 後 志教育研修センター組合議会議員の選挙について を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、 地方自治法第118条第2項の規定により指名推選 によりたいと思います。これにご異議ありません か。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議 長において指名することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

後志教育研修センター組合議会議員に岸本好且 議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名 いたしました岸本好且議員を後志教育研修センタ 一組合議会議員の当選人と定めることにご異議あ りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岸本好且議 員が後志教育研修センター組合議会議員に当選さ れました。

ただいま後志教育研修センター組合議会議員に 当選されました岸本好且議員が議場におられます ので、本席から会議規則第32条第2項の規定によ り告知をいたします。

〇議長(中井寿夫君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第15、意見案第1号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書、日程第16、意見案第2号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める要望意見書、日程第17、意見案第3号 地方財政の充実・強化に関する要望意見書の以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第15ないし日程第17を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第3号につきましては、いずれも提出

者の説明及び委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略することに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採 決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 森林・林業・木材産業 によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を 求める要望意見書は、原案のとおり可決されまし た。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZE B化のさらなる推進を求める要望意見書は、原案 のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 地方財政の充実・強化 に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

O議長(中井寿夫君) 日程第18、意見案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての 要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第4号 地方公共団体情報システムの標準化に向けての要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第19、意見案第5号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴者(児) への支援拡充を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第5号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第5号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴者(児)への支援拡充を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第20、意見案第6号 北海道最低賃金改正等に関する要望意見書を議 題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ かか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第6号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第6号 北海道最低賃金改正等 に関する要望意見書は、原案のとおり可決されま した。

○議長(中井寿夫君) 日程第21、意見案第7号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第7号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第22、意見案第8号 食料自給率向上を国政の柱に据える政治転換を 求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議

規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第8号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第8号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第8号 食料自給率向上を国政 の柱に据える政治転換を求める要望意見書は、否 決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第23、意見案第9号 高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し、原 則1割の継続を求める要望意見書を議題といたし ます。

お諮りいたします。本案につきましては、提出 者の説明を省略することにいたしたいと思いま す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議 規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省 略いたしたいと思います。これにご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第9号については委員会の付託 を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第9号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、意見案第9号 高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し、原則1割の継続を求める要望意見書は、否決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第24、議員の派遣に ついてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長(中井寿夫君) 日程第25、閉会中の継続 審査調査申出について。

各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、 閉会中の継続審査調査に付することにご異議あり ませんか。 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継 続審査調査に付することに決しました。

〇議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て 終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和4年余市町議会第2回定例会 を閉会いたします。

閉 会 午前11時47分

上記会議録は、枝村書記・細川書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長	3番	中	井	寿	夫
余市町議会議員	2番	吉	田		豊豆
余市町議会議員	4番	藤	野	博	三
余市町議会議員	5番	内	海	博	_